

# 倉吉北高等学校育友会会則

## 第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は倉吉北高等学校育友会と称し、事務局を倉吉北高等学校内に置く。

(会員)

第2条 本会の会員は本校生徒の保護者・職員及び本会の目的に賛同する者により構成する。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は学校教育の目的達成に協力すると共に、家庭教育及び社会教育の振興並びに会員相互の研修・親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は第3条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 学校と家庭との連絡を緊密にし、併せて家庭教育及び社会教育の改善を図る。
2. 学校教育施設充実の援助。
3. 教師の研究活動の援助。
4. 会員の研修及び相互親密を図る。
5. その他本会の目的および教育上必要な事業を行う。

## 第3章 役員の仕事及び選出

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。本会の役員は部活動後援会の役員を兼任する

- |           |               |
|-----------|---------------|
| 1. 会長     | 1名            |
| 2. 副会長    | 6名(内会員5名・学校長) |
| 3. 監事     | 3名            |
| 4. 各部専門部長 | 5名            |
| 5. 幹事     | 事務局より若干名      |

(任務)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その仕事を代行する。
3. 監事は本会の事業及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。
4. 各部専門部長は各専門部を統括する。
5. 幹事は本会の庶務・会計事務を取り扱う。

(選出)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長、副会長、監事は総会において選出する。
2. 各部専門部長は、各部専門部員により互選する。
3. 幹事は、学校長が委嘱する。

(毎期)

第8条 役員の仕事は1ケ年とする。再任は妨げない。

## 第4章 顧 問

(顧問)

第9条 本会は会長の必要に応じて、顧問をおくことができる。

1. 顧問は、総会で報告し承認を得る。
2. 顧問は、会長の諮問に応じる。
3. 顧問の仕事は1年とする。再任は妨げない。

## 第5章 会 議

( 会議 )

第10条 本会の会議は、総会、役員会及び専門部会とする。

( 総会 )

第11条 1. 総会は、毎年度初めに開催する。

2. 総会は次の事項を審議する。

(1) 会則第5条の役員の内、会長・副会長・監事の選出承認。

(2) 会則の制改廃。

(3) 決算の承認、予算の決定。

(4) 事業・会務報告および会計監査報告。

(5) その他必要な事項の審議。

3. 総会は、会長が召集し出席会員をもって成立する。

4. 議事は、出席者の過半数をもって決定する。

5. 臨時総会は、次の場合に開催することが出来る。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会員の2分の1以上の請求があったとき。

6. 緊急にして、総会を召集することが困難な場合には、役員会を以ってこれに代えることが出来る。由し、この場合は次の総会に報告する。

( 役員会 )

第12条 役員会は、必要に応じ開催し、各種議案の作成、その他重要事項を協議する。

1. 役員会は会長が召集し、役員2分の1以上の出席をもって成立する。

ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。

2. 盲義事は、出席者の過半数をもって決定する。

## 第6章 専門委員会・専門委員の任務及び選出

( 専門委員会 )

第13条 本会に専門委員会を置くことが出来る。次の5つの専門部を置き、各部に必要人数を配置する。

広報研究部・生徒指導研究部・生徒会研究部・進路指導研究部・同和教育研究部

( 専門委員 )

第14条 専門委員は、会長が委嘱する。

( 専門委員の任期 )

第15条 専門委員の任期は1ケ年とする。再任は、妨げない。

( 専門委員の任務 )

第16条 専門委員の任務は次のとおりとする。

(1) 専門委員は本会の会務を審議する。

(2) 専門委員は第13条に記する専門部のいずれかに所属し、各部の事業計画に基づいて研究及び活動を行う。

## 第7章 表 彰

( 表彰 )

第17条 必要に応じて、会員及び生徒を表彰することができる。

表彰規定は別に定める。

## 第8章 弔慰及び見舞い

( 弔慰・見舞金制度 )

第18条 生徒及び会員が死亡または甚大な災害の不幸があったときは、弔慰または見舞いを行う。この規定は別に定める。

## 第9章 会 計

### ( 会計 )

第19条 本会の会計は、一般会計および特別会計とする。

1. 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
2. 会計は、半年毎に監査を行い、監査報告を付して、役員会で確認を行う。  
また、総会で監査報告を行い、承認を得るものとする。

### ( 一般会計 )

第20条 一般会計は、次の通りとする。

1. 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。  
なお、会費は総会の決議により決定し、これを徴収する。  
普通会費 月額500円 特別会費 寄付金等を以ってあてる。
2. 緊急に必要なときは、総会の承認を得て、臨時に会費を徴収することができる。
3. 会員に特別の事情あるときは、役員会の承認をえて、会費を減免することができる。

### ( 特別会計 )

第21条 特別会計は、次の通りとする。

1. 一般会計の繰越金は、総会の決議によって一部を特別会計に廻すことができる。
2. 特別会計は、特定の事業など必要が生じたとき活用するものとし、総会で報告し定する。また、緊急の場合は、役員会をもって決定することが出来る。  
この場合は、総会にて報告し、承認を得るものとする。

## 附 則

### ( 実施の時期 )

1. 本会の会則は、昭和37年4月15日から施行し、同日から適用する。
2. 改正 平成 9年 5月 9日から施行し、同日から適用する。
3. 改正 平成14年 8月17日から施行し、同日から適用する。
4. 改正 平成15年 5月29日から施行し、同日から適用する。